

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

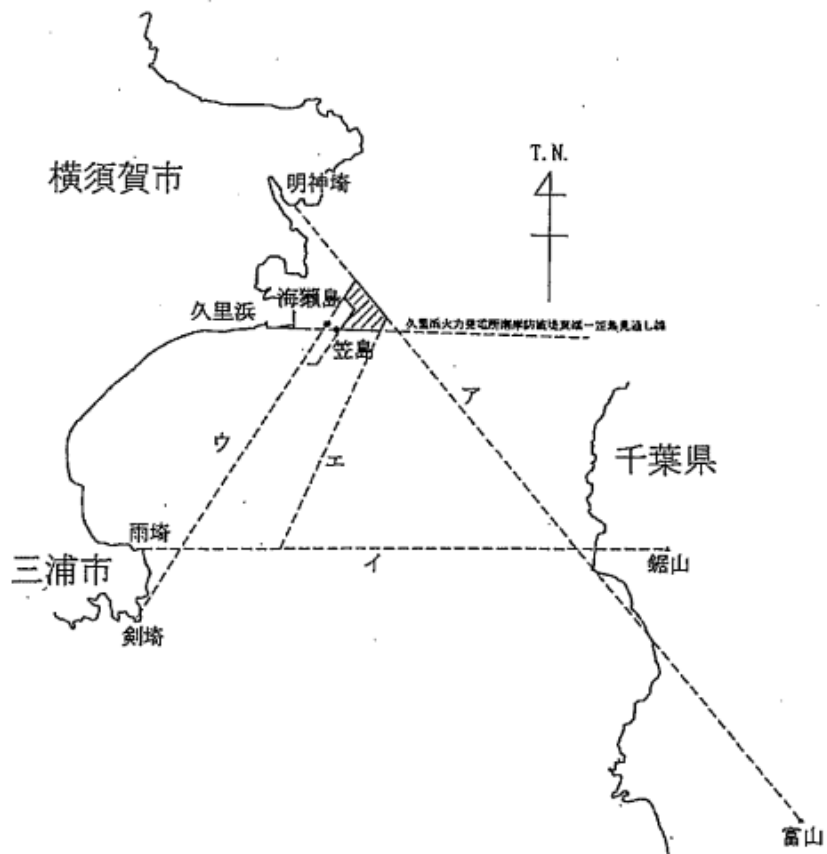
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ひらめ三枚網漁業	1	定めなし	次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域および東京電力（株）久里浜火力発電所南岸防波堤東端より笠島見通し線以南の区域を除く。 ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山山頂とを結ぶ線 イ 三浦市雨埼突端と千葉県鋸山山頂上とを結ぶ線 ウ 三浦市剣埼灯台中心点と横須賀市海瀬島燈標中心点とを結ぶ線 エ ア線上明神埼突端から 4 km の点とイ線上雨埼突端から 4 km の点とを結ぶ線	1 月 1 日から 3 月 31 日まで	横須賀市西浦賀に漁業根拠地を有している者	1.網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。 2.漁具の規模の限度は次のとおりとする。 (1)目合 15 cm 以上 (2)網の高さ 3 m 以下 (3)網 1 反の長さ 70m 以下 (4)1 隻の網の使用反数 15 反以下	令和 4 年 9 月 29 日から令和 4 年 10 月 28 日まで	令和 4 年 11 月 28 日から令和 9 年 11 月 27 日まで
同上	2	同上	次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。 ア 横須賀市明神埼突端と千葉	同上	横須賀市長沢に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

			県富山頂上とを結ぶ線 イ 三浦市雨崎突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線 ウ 三浦市剣埼灯台中心点と横須賀市海瀬島灯標中心点とを結ぶ線 エ ア線明神埼突端から4kmの点とイ線上雨崎突端から4kmの点とを結ぶ線					
同上	5	同上	同上	同上	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

操業区域

次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域および東京電力㈱久里浜火力発電所南岸防波堤東端より笠島見通し線以南の区域を除く。

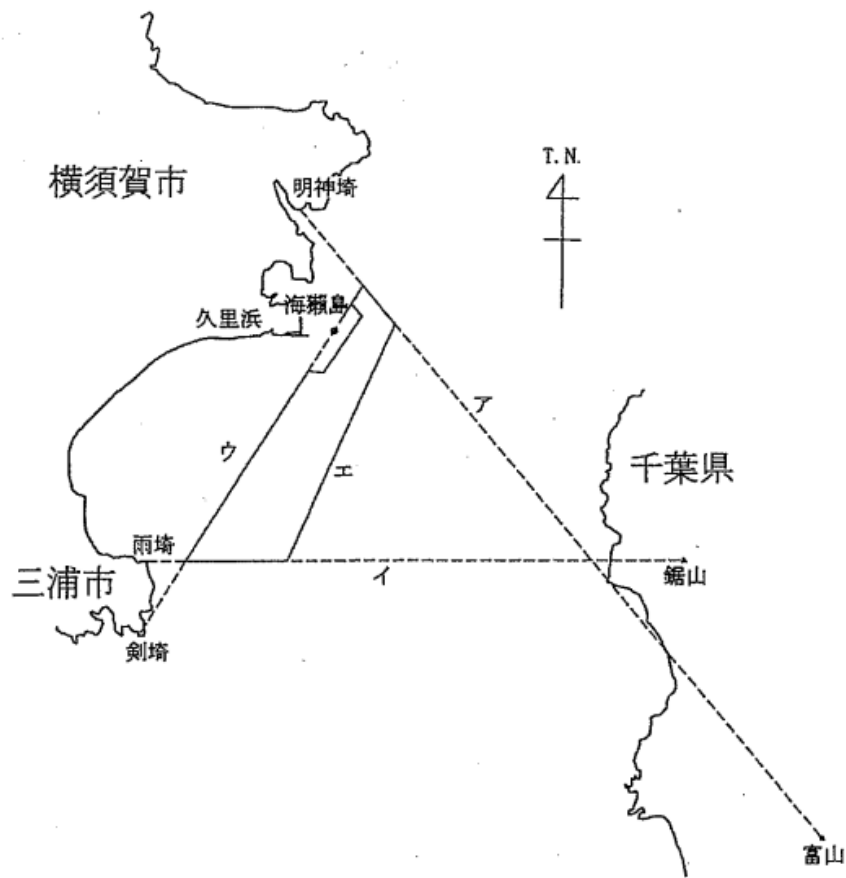
- ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山頂上とを結ぶ線
- イ 三浦市雨埼突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線
- ウ 三浦市剣埼灯台中心点と横須賀市海瀬島灯標中心点とを結ぶ線
- エ ア線上明神埼突端から4kmの点とイ線上雨埼突端から4kmの点とを結ぶ線



操業区域

次の線により囲まれた区域。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

- ア 横須賀市明神埼突端と千葉県富山頂上とを結ぶ線
- イ 三浦市雨埼突端と千葉県鋸山頂上とを結ぶ線
- ウ 三浦市剣埼灯台中心点と横須賀市海瀬島灯標中心点とを結ぶ線
- エ ア線明神埼突端から4kmの点とイ線上雨埼突端から4kmの点とを結ぶ線



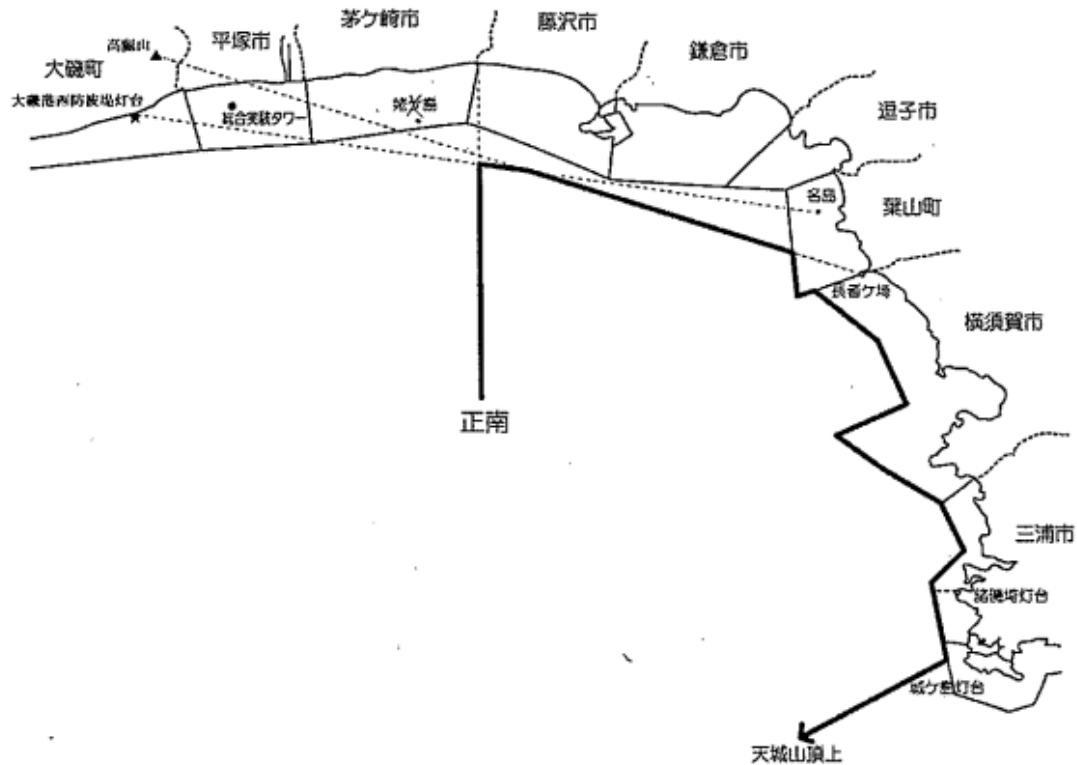
きす一枚網漁業	1	同上	横須賀市野比地先サク根と千葉県富津市浜金谷港灯台との見通し線から、三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上と千葉県富津市明鐘岬との見通し線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	網の目合は、2.7センチメートル以上（15センチメートルにつき12節以下）とする。	同上	令和4年11月28日から令和8年7月31日まで
かれい、すずき、めばる一枚網漁業	1	同上	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、三浦市南下浦町金田ボッケ崎より正東の線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有している者	1. 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2. 網の張立時間は15時から翌日10時までとする。	同上	令和4年11月28日から令和8年7月31日まで
ひらめ一枚網漁業	2	同上	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合15cm以上 2. 網丈4.5m以下	同上	令和4年11月28日から令和8年10月31日まで 令和5年2月18日から令和8年10

		次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。					月 31 日 まで
--	--	------------------------------	--	--	--	--	--------------

操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



同上	1	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで。ただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	中郡大磯町に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合15cm以上 2 網丈4.5m以下	同上	令和4年11月1日から令和8年10月31日まで
----	---	----	--	--	--------------------	---	----	-------------------------

操業区域

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

